

# 鳥取縣公報

昭和二十六年七月三日

第二千二百二十三号 火曜日

本書ノ大きサハ國定規格A五判

## 規則

### ◇鳥取縣規則第四十号

あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法施行細則を次のように定める。

昭和二十六年七月三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復

師法施行細則

第一條 あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法

(昭和二十二年法律第二百十七号、以下「法」という。)

あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法施行規則(昭和二十三年厚生省令第四十四号、以下「規則」という。)及びこの細則により知事に提出する書類は、

住所地又は施術所々在地を管轄する保健所長を経由し

なければならない。

第二條 法第一條の規定による免許を受けようとするものは、規則第一條に規定する事項の外、次に掲げる書類に手数料を添えて、申請しなければならない。

一 履歴書

二 視力傷害者は視力を証明する医師の診断書

三 審査(申請前六ヶ月以内に撮影した名刺型脱帽上半身無台紙とし、その裏面に住所、氏名、生年月日を記載したもので一種別毎に二葉。)

2 前項第二号の書類は、柔道整復師には適用しない。

3 第一項の申請は第一号様式によらなければならぬ。

第三條 規則第二條の規定による免許証は第一号様式による。

第四條 法第一條の規定によつて免許を受けたものは、

第三号様式による標札を門戸に掲げなければならない。

第五條 あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師（以下「施術者」という。）が、その本籍又は氏名を変更したときは、規則第三條に規定する事項の外、寫眞（一種別毎に一葉。）に手数料を添えて届け出なければならない。

2 前項の届け出は第四号様式によらなければならない。  
第六條 施術者が免許証をき損し、又は失つたときは、規則第四條に規定する事項の外、次に掲げる書類に手数料を添えて、申請しなければならない。

一 試験合格証書の寫  
二 戸籍抄本  
三 寫眞（一種別毎に一葉）  
四 き損のときはき損免許証

2 前項の申請は第五号様式によらなければならない。

第七條 規則第五條第一項の規定によつて免許の取消を受けようとするものは、第六号様式により、届け出なければならない。

2 前項の届け出は第四号様式によらなければならない。

- 二 試験合格証書の寫  
三 寫眞（一種別毎に一葉）  
四 免許証を携帯すること。  
二 清潔な施術衣を着ること。  
三 施術に用いる器具、布片等は一客毎に消毒したものを用いること。  
四 手指の消毒を完全に行うこと。

第十條 法第六條の規定による消毒は、次に掲げる薬品を用いなければならない。

一 酒精（百分中五十分乃至七十分の酒精を含むもの）  
二 クレゾール水（クレゾール石鹼液三分、水九十七分のもの）  
三 石炭酸水（石炭酸三分、水九十七分のもの）

第十一條 法第十條第二項の規定による証票は、第十号様式による。

第十二條 法第二條の規定による試験を受けようとするものは、規則第十三條に規定する事項の外、戸籍抄本に手数料を添えて、願い出なければならない。

第十三條 規則第十九條の規定による免除を受けようとするものは、第十一号様式により願い出なければならない。

第十四條 規則第二十條の規定による免除を受けようとするものは、合格証書の寫を添えて第十二号様式により願い出なければならない。

第十五條 規則第二十一條の規定による合格証書は第十

2 規則第五條第二項の規定による届出義務者は、第七号様式により、届け出なければならない。

第八條 施術者がその住所を変更したときは、第八号様式により届け出なければならない。但し施術者が他の都道府県から住所を変更したものであるときは、更に次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 試験合格証書の寫  
二 免許証の寫

三 寫眞（一種別毎に一葉）

2 施術者が省令の施行地外に住所を移そうとするときは、第九号様式により、届け出なければならない。

第九條 施術者がその業務を行うときは、次に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 施術者が省令の施行地外に住所を移そうとするときは、第九号様式により、届け出なければならない。  
二 清潔な施術衣を着ること。  
三 施術に用いる器具、布片等は一客毎に消毒したものを用いること。  
四 手指の消毒を完全に行うこと。
- 二 業務に従事する施術者の免許種別  
三 敷地の面積及び平面図  
四 敷地周囲の見取り図  
五 建物の構造概要及び平面図（各室の用途及び面積を記し、施術室の寝台、椅子、卓子及び消毒器具等の位置を明示すること）  
六 施術室の採光並びに換気面積及び採光並びに換気装置の概要  
七 消毒設備の概要

二十四條及び前項に掲げる事項の外、更に次に掲げる事項を届け出なければならない。

### 一 医業類似行為の名称及び種別

### 二 施術方法の概要

### 三 適応症及び禁忌症

### 四 法第十九條第一項の規定による届け出済であることを証する書類

第一項及び前項の届け出は、第十五号様式によらなければならぬ。

### 五 規則第二十四條第三項の規定による届け出は、

第十九條規則第二十四條第三項の規定による届け出は、

第十七号様式によらなければならない。

第二十條 規則第二十四條の二第一項の規定による届け出は、第十八号様式によらなければならない。但し医業類似行為者が業務を開始したときは、更に第十七條

規則第二十四條第三項の規定による届け出は、

第十九條規則第二十四條第三項の規定による届け出は、第十八号様式によらなければならない。

第十七号様式によらなければならない。

(第一号様式)	
師 免 許 申 請 書	
本 籍	
住 所	
晴 盲 の 別	
氏 氏	
生 年 月 日	
名	
(印)	
附 則	
この細則は公布の日から施行する。	
あん摩、はり、きゅう、柔道整復等營業法施行細則 (昭和二十三年十二月鳥取県規則第九十九号) は廃止する。	

第一項に規定する事項を届け出なければならない。  
第二十一條 規則第二十四條の二第二項の規定による届け出は、第十九号様式によらなければならない。

第二十二條 他の都道府県に居住する施術者が本県内に滞在して業務を行おうとするときは、規則第二十四條の三に規定する事項の外、次に掲げる事項を届け出なければならない。

一 施術者の本籍及び在年月日

二 業務を行う建物の敷地の面積及び平面図

三 業務を行う建物の敷地周囲の見取図

四 業務を行なう建物の構造概要及び平面図(各室の用途及び面積を記し、施術室の寝台、椅子、卓子及び消毒器具等の位置を示すこと)

五 施術室の採光並びに換気面積及び採光並びに換気装置の概要

六 消毒設備の概要

七 広告を行おうとするときは広告文の原稿

八 免許証の寫

01095

(第二号様式)

表 面 10.5Cm

裏 面

15Cm

項 事 意 注					
第 号	本籍 男(女) 氏	生 年 月 日	免許証 あん摩師(はり師、きゅう師、柔道整復師)免許証	備	免許資格
鳥取県知事 氏	名	年 月 日	右の者にあん摩師(はり師、きゅう師、柔道整復師)免許を与える。		

一、他の都道府県に住所を変更したときは、十日以内に後の住所地の都道府県知事に届け出ること。  
二、本籍氏名を変更したときは、一ヶ月以内に住所地の都道府県知事に届け出で免許証の書換を受けること。  
三、免許証を損失したときは、一ヶ月以内に住所地の都道府県知事に再交付を申請すること。  
四、再交付を申請した後、失つた免許証を発見したときは、五日以内に住所地の都道府県知事に提出すること。  
五、免許の取消を受けようとするときは、二十日以内に住所地の都道府県知事に免許証を返納すること。  
六、施術者が失うるの宣告を受け、又は死亡したときは、届出義務者は一ヶ月以内に住所地の都道府県知事に免許証を返納すること。

01096

(第三号様式)

表 面 10.5Cm

(第三号様式)

本籍 氏名変更届 住所 氏 名	あん摩師(はり師、きゅう師、柔道整復師) 住所 氏 名
旧本籍 新本籍	晴盲の別 旧 氏 新 氏 生年月日 名
鳥取県知事 氏 名 印	年 月 日

右のとおり本籍氏名を変更したので、免許証を書換交付して下されたく関係書類添えてお届けする。

(第五号様式)

考 備					
師免許証再交付申請書	本籍	住 所	晴盲の別	氏	生 年 月 日
一、亡失(き損)免許証の種別、番号、交付年月日 及び交付都道府県 師免許証 第 号 年 月 日 交付 都道府県 一、亡失(き損)の理由					
右のとおり免許証を亡失(き損)したので、再交付を受けたく関係書類添えて申請する。					
鳥取県知事 氏 名 印	年 月 日				

右のとおり免許証を亡失(き損)したので、再交付を受けたく関係書類添えて申請する。

## (第六号様式)

## (第八号様式)

師免許証返納届

住 所籍

氏 生 年 月 日 名

現住所籍 晴盲の別 氏 生 年 月 日名

一、変更年月日

右のとおり住所を変更したのでお届けする。

右の理由により免許証を添えてお届けする。  
年 月 日

年 月

日

鳥取県知事

殿 右 氏

名 (印)

## (第七号様式)

師免許証返納届

住 所籍

氏 生 年 月 日 名

右の理由により免許証を返納しようとする理由

右の理由により免許証を添えてお届けする。

年 月 日

日

鳥取県知事

殿 住出義務者

名 (印)

## (第九号様式)

鳥取県知事

本所籍

師外地移住届

氏

生 年 月 日 名

一、移住予定地  
右のとおり移住するのでお届けする。  
年 月 日

日

鳥取県知事

本所籍

師外地移住届

氏

生 年 月 日 名

01098

12Cm

(第十号様式)

表 面

8Cm

寫 真

序 印

裏 面

第十條

第二項(省略)

あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法  
施行規則抜すい

第 号

職 氏

名

あん摩師、はり師きゅう師及び柔道整復師法第十  
條の規定による臨検々査票

鳥 取 県

印

第二十五條(省略)  
第二十六條(省略)あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法  
施行規則抜すい

## (第十一号様式)

学科試験受験科目免除願

本籍  
住所

生年月日 氏名

はり師試験及びきゅう師試験を同時に受けたいのであん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法施行規則第十九條により学科試験科目中共通なものについて、その一方の試験を免除されたくお願いする。

年月日

右氏名印

鳥取県知事

鳥取県知事

右氏名印

殿

殿

名印

鳥取県知事

鳥取県知事

右氏名印

殿

名印





鳥取県知事 西 尾 愛 治 明治二十四年十二月二十四日生

本籍地 岩美郡津ノ井村字桂木二五八番地  
現住所 ノ 本籍地

登録年月日 昭和二十六年六月十五日

登録番号 第一、五五一号

奥 田 静 枝

大正二年九月二十三日生

木籍地 鳥取市立川町三丁目三一一番地内第二

現住所 鳥取市本町一丁目一八鳥取県立中央病院寄宿舎内

登録年月日 昭和二十六年六月十五日

登録番号 第一、五五二号

藏 下 富 代

昭和二年二月二十五日生

本籍地 東伯郡赤崎町大字赤崎一、二八八番地  
現住所 ノ 本籍地

登録年月日 昭和二十六年六月十五日

登録番号 第一、五五三号

渡 あさの

昭和二年二月二十五日生

本籍地 東伯郡赤崎町大字赤崎一、二八八番地  
現住所 ノ 本籍地

登録年月日 昭和二十六年六月十五日

登録番号 第一、五五三号

渡 あさの

昭和二年二月二十五日生

本籍地 東伯郡赤崎町大字赤崎一、二八八番地  
現住所 ノ 本籍地

登録年月日 昭和二十六年六月十五日

登録番号 第一、五五三号

渡 あさの

昭和二年二月二十五日生

本籍地 東伯郡赤崎町大字赤崎一、二八八番地  
現住所 ノ 本籍地

登録年月日 昭和二十六年六月十五日

登録番号 第一、五五三号

渡 あさの

昭和二年二月二十五日生

本籍地 東伯郡赤崎町大字赤崎一、二八八番地  
現住所 ノ 本籍地

登録年月日 昭和二十六年六月十五日

登録番号 第一、五五三号

渡 あさの

昭和二年二月二十五日生

本籍地 米子市灘町二丁目一二六番地  
現住所 ノ 本籍地

登録年月日 昭和二十六年六月十五日

登録番号 第一、五五三号

渡 あさの

昭和二年二月二十五日生

### ◆鳥取縣告示第二百八十八号

助産婦名簿から次の者を取消した。

昭和二十六年七月三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

本籍地 岩美郡津ノ井村字桂木二五八番地  
現住所 ノ 本籍地

登録年月日 昭和二十六年六月十五日

登録番号 第一、五五一号

奥 田 静 枝

大正二年九月二十三日生

木籍地 鳥取市立川町三丁目三一一番地内第二

現住所 鳥取市本町一丁目一八鳥取県立中央病院寄宿舎内

登録年月日 昭和二十六年六月十五日

登録番号 第一、五五二号

藏 下 富 代

昭和二年二月二十五日生

本籍地 東伯郡赤崎町大字赤崎一、二八八番地  
現住所 ノ 本籍地

登録年月日 昭和二十六年六月十五日

登録番号 第一、五五三号

渡 あさの

昭和二年二月二十五日生

本籍地 東伯郡赤崎町大字赤崎一、二八八番地  
現住所 ノ 本籍地

登録年月日 昭和二十六年六月十五日

登録番号 第一、五五三号

渡 あさの

昭和二年二月二十五日生

本籍地 東伯郡赤崎町大字赤崎一、二八八番地  
現住所 ノ 本籍地

登録年月日 昭和二十六年六月十五日

登録番号 第一、五五三号

渡 あさの

昭和二年二月二十五日生

本籍地 東伯郡赤崎町大字赤崎一、二八八番地  
現住所 ノ 本籍地

登録年月日 昭和二十六年六月十五日

登録番号 第一、五五三号

渡 あさの

昭和二年二月二十五日生

本籍地 米子市灘町二丁目一二六番地  
現住所 ノ 本籍地

登録年月日 昭和二十六年六月十五日

登録番号 第一、五五三号

渡 あさの

昭和二年二月二十五日生

### ◆鳥取縣告示第二百九十号

造林臨時措置法施行細行（昭和二十五年十二月鳥取縣規則第九十三号）第三條に規定する区域及び期日は次の通りとする。

